

○臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）の一部改正（案）新旧対照表  
(傍線部は改正部分)

改 正 後	現 行
<p><b>第 1 書面による意思表示ができる年齢等に関する事項</b></p> <p>臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号。以下「法」という。)における臓器提供に係る意思表示（親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思表示を含む。）の有効性について、年齢等により画一的に判断することは難しいと考えるが、民法上の遺言可能年齢等を参考として、法の運用に当たっては、15歳以上の者の意思表示を有効なものとして取り扱うこと。</p> <p>知的障害者等の意思表示については、一律にその意思表示を有効と取り扱わない運用は適当ではないが、これらの者の意思表示の取扱いについては、今後さらに検討すべきものであることから、主治医等が家族等に対して病状や治療方針の説明を行う中で、患者が知的障害者等であることが判明した場合においては、当面、法に基づく脳死判定は見合わせること。</p> <p>(削除)</p>	<p><b>第 1 書面による意思表示ができる年齢等に関する事項</b></p> <p>臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号。以下「法」という。)における臓器提供に係る意思表示の有効性について、年齢等により画一的に判断することは難しいと考えるが、民法上の遺言可能年齢等を参考として、法の運用に当たっては、15歳以上の者の意思表示を有効なものとして取り扱うこと。</p> <p>知的障害者等の意思表示については、一律にその意思表示を有効と取り扱わない運用は適当ではないが、これらの者の意思表示の取扱いについては、今後さらに検討すべきものであることから、主治医等が家族等に対して病状や治療方針の説明を行う中で、患者が知的障害者等であることが判明した場合においては、当面、法に基づく脳死判定は見合わせること。</p> <p><u>臓器の提供先を指定する意思が書面により表示されていた場合は、脳死・心臓死の区別や臓器の別にかかわらず、親族に限定する場合も含めて、当面、当該提供先を指定する意思表示を行った者に対する法に基づく脳死判定及びその者からの臓器の摘出は見合わせること。</u></p>
<p><b>第 2 親族への優先提供の意思表示等に関する事項</b></p> <p><b>1 親族の範囲</b></p> <p><u>臓器を優先的に提供する意思表示に関して法に規定する「親族」の範囲については、立法者の意思を踏まえて限られた範囲で解釈し、配偶者、子及び父母（民法上の特別養子縁組以外の縁組による養子及び養父母、並びに届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。）とすること。この場合において、配偶者については、届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者は除き、養子及び養父母については、民法上の特別養子縁組によるものに限ること。</u></p> <p><b>2 意思表示の方法</b></p> <p><u>親族に対し臓器を優先的に提供する意思は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思に併せて、書面により表示することができる。</u></p> <p><u>また、特定の親族を指定し、当該親族に対し臓器を優先的に提供する意思が書面により表示されていた場合には、当該臓器を当該親族を含む親族全体（1に規定する範囲の配偶者、子及び父母）へ優先的に提供する意思表示として取り扱うこと。</u></p> <p><b>3 親族関係等の確認</b></p>	<p>(新設)</p>